

## 久御山町総合教育会議運営要綱（案）

久御山町総合教育会議  
平成 27 年 6 月 日制定

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 7 項の規定による久御山町総合教育会議（以下「会議」という。）の会議録に関し必要な事項及び同条第 9 項の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会議の招集等）

第 2 条 町長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所及び議題をあらかじめ教育委員会に通知する。

- 2 会議は、町長、教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

## （会議の公開）

第 3 条 会議は、公開する。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に該当する場合には、町長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、町長が教育委員会と協議して別に定める。

## （非公開とする議題についての指針）

第 4 条 前条第 1 項の規定により非公開とすることができる議題は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) いじめ、自殺その他の児童生徒に関する議題であって、公にすることにより、児童生徒の権利利益を害する恐れのあるもの
- (2) 久御山町情報公開条例（平成 13 年久御山町条例第 11 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含むもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、個人の秘密を保つため必要があると認められるもの、又は会議の公正が害される恐れがあると認めるものその他公益上必要があると認めるものとして、町長が教育委員会と協議して別に定めたもの

## （会議録）

第 5 条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

- 2 会議録は、第 3 条第 1 項の規定により非公開とされた議題を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(庶務)

第6条 この会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が教育委員会と協議して別に定める。